

「消費者契約法シンポジウム」開催概要報告

1. 開催日時：平成25年2月2日（土）13：00－16：30

2. 会場：主婦会館プラザエフ7F カトリア

3. 参加人数：159名

4. 全体テーマ：「消費者契約法の課題を考える」

5. 概要：

（1）基調報告

【テーマ】「消費者契約法に関する調査作業チーム」の取組内容

消費者委員会では、平成23年8月に取りまとめた「消費者契約法の改正に向けた検討についての提言」において、民法（債権関係）改正の議論と連携しつつ、早急に消費者契約法の改正の検討作業に着手することを求めた。その上で、本格的な調査審議を行う体制が整うまでの間、論点の整理や選択肢の検討等の事前準備を行うための「消費者契約法に関する調査作業チーム」を同年12月に設置し、毎月討議を重ねている。

基調報告では、当調査作業チームにおける論点整理の中間報告として、以下のとおりチーム検討内容につき報告した。

ア）消費者契約法（実体法部分）の見直しに関する諸課題

河上正二消費者委員会委員長（東京大学大学院法学政治学研究科教授）より、大きな問題として、以下5点挙げられた。

- ① 民法と消費者契約法の関係について
- ② 「約款」の導入について（民法レベル・消費者契約法レベル）
- ③ 見直しの背景となる思想・介入根拠について
- ④ 対価的不均衡への介入の当否（「暴利行為」論の射程）
- ⑤ 特別法（特商法・割販法・金商法 etc）の規律との調整問題

イ）契約締結過程に関する規定

丸山絵美子教授（名古屋大学大学院法学研究科）より、現在消費者契約法4条に規定されている、誤認類型取消権及び困惑類型取消権について、要件・効果（原状回復規定）の見直しや関連規定の新設について、検討の提起があった。また、5条の要件、7条の期間制限、追認規定などについて、要件の見直しや関連規定の新設について、検討の提起があった。その他、消費者契約法の契約締結過程に関する規定について、損害賠償請求に関する規定を設けることや、関連条文の並べ方について検討提起があった。

ウ）約款規制

沖野眞巳教授（東京大学大学院法学政治学研究科）より、約款による取引について、約款が契約内容となるための要件を明らかにすることの検討、不意打ち条項の

取扱いについて、不意打ち条項とされる基準および効果を明らかにすることの検討、約款の解釈に関する準則について、個別合意の優先、客観的解釈、作成者不利・条項使用者不利・事業者不利の準則（不明確条項解釈準則）などを明らかにすることの検討、3条1項の前半部分を改め、消費者契約の内容の明確さおよび平易さを確保する義務と定め、また、それに連なる効果についての検討提起があった。

エ) 不招請勧誘・適合性原則

角田美穂子准教授（一橋大学大学院法学研究科）より、不招請勧誘規制について、特別法に基づく禁止等も顧客保護を目的とした法規定であることから、これらの規定に違反した〔勧誘・販売〕行為につき、民事上も違法となる旨の規定を導入することの検討、不当勧誘に関する一般条項（受皿規定）を置くこととしたうえで、その解釈・適用にあたっての一考慮要素とする方向の検討提起があった。また適合性原則について、「過大なリスクを伴う商品・サービスを目的とする」消費者契約における「販売・勧誘ルールの原則規定」として消費者契約法に導入することの検討、消費者被害の実態、過量販売、過剰与信等に関する特別規定による対応可能性とその限界等を見極めながら、引き続き検討することの提起があった。

オ) 不当条項リストの補完

大澤彩准教授（法政大学法学部）より、該当すれば不当条項であるとみなされる「ブラック・リスト」と不当条項であると推定される「グレイ・リスト」を設けることの検討、業種毎のリストなどを政令レベルで設けることの検討、違約金・損害賠償額の予定条項規制について、規制基準、立証責任、対象となる条項の種類などの点から詳細に検討すること、条項の性質決定に関する解釈準則を創設すること、具体的には、不明確条項に関しては、消費者の合理的意思を重視する解釈準則を創設することの検討提起があった。

カ) インターネット取引における現状と課題

山田茂樹消費者委員会事務局委嘱調査員（司法書士）より、広告は、不特定多数に向けた「申込みの誘引」とはいえ、消費者の意思形成に重要な影響を与えている可能性が高いことに鑑み、契約締結過程の適正化に関する規律において、一定のルールを定めることの検討、インターネットにおける広告においては、対面取引（リアル取引）との比較においてみられる特徴を反映したルールの検討提起があった。

(2) パネルディスカッション

【テーマ】消費者契約法と民法（債権関係）改正

4つの論点でディスカッションを実施し、主な意見は以下のとおり。

① 消費者契約法（実体法部分）の見直しの必要性について

- ・法に示された交渉力や情報力の格差の考え方は重要であり、法の実績・効果は上がっているとの認識が相次いで示されたが、制約や足りない部分が多く消費生活相談レベルでは使いにくく、結果として周知されていないという問題もある。
- ・法の改正の必要性について、1) 日弁連からは改正の意見書が出ている。2) 事業

者の視点から見れば悪質業者が排除されるような法ができれば消費者とWin-Winの関係を築けるが、その場合でも健全な事業者を委縮させないよう具体的な事実を基にした議論が必要。

② 民法（債権関係）改正と消費者契約法の関係について

- ・民法改正における消費者概念の導入について、個別具体的に消費者概念を用いた特則が盛り込まれる方向にはない。
- ・現在の民法で約款に関する規定はないが、今後民法改正でどのように対応するかについては、1) 消費者契約法のなかでも先鋭化してくる課題であり、採用、解釈、不当条項の3点でチェックするという従前の法理に加え、情報開示の視点が入ってくる。2) 現代における約款取引の重要性から見てかかる規定がないのはおかしく、民法改正で手当てすることが必要。3) 約款について、民法改正の一部とするのではなく、ドイツに倣って独立した規定を整備することも考えられる。

③ 契約締結過程の規律について

- ・法第4条の「勧誘」について、現在、消費者庁の解説では、広告はこれに含まれないと解されているが、意思形成に関するものとし、これを見直すべき。
- ・契約について、まず基底には民法があり（1階部分）、さらに個別法（特商法等）の規律（3階部分）があるとすると、消費者契約法はその間の2階部分を形成するものであるが、例えば、不当勧誘行為は民法90条に依拠することが示すように、消費者契約法がその間の「受皿」たる規定を欠いている。
- ・消費者契約法制定後の高齢化、IT化などの社会状況の変化、3階部分など関係法律等の改正などの動き、民事の裁判規範であるとともに事業者の行為規範としての機能も果たすという消費者契約法の性格などを踏まえた検討が必要。

④ 不当条項の見直しについて

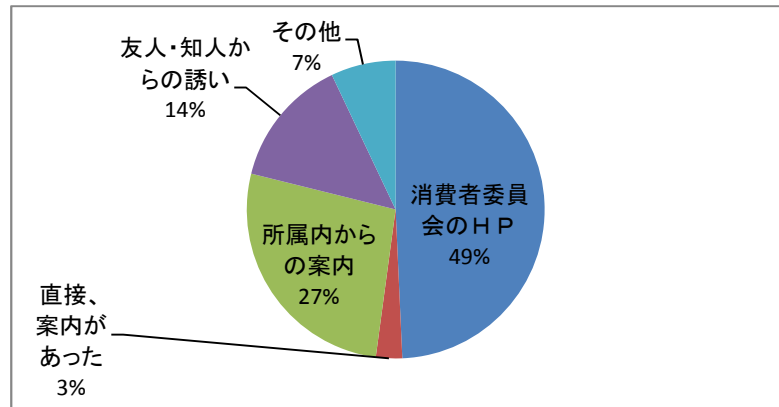
- ・現在の条文では不十分であり、ブラック・リストに加えて、評価余地があるグレイ・リストを整備すべき。
- ・不当条項が明確になれば予見可能性が高まり、企業活動はしやすくなる部分もあるが、グレイ・リストは健全な事業者には萎縮効果を生じさせるので、更に議論すべき。

以上

シンポジウム「消費者契約法の課題を考える」アンケート集計(n=71)

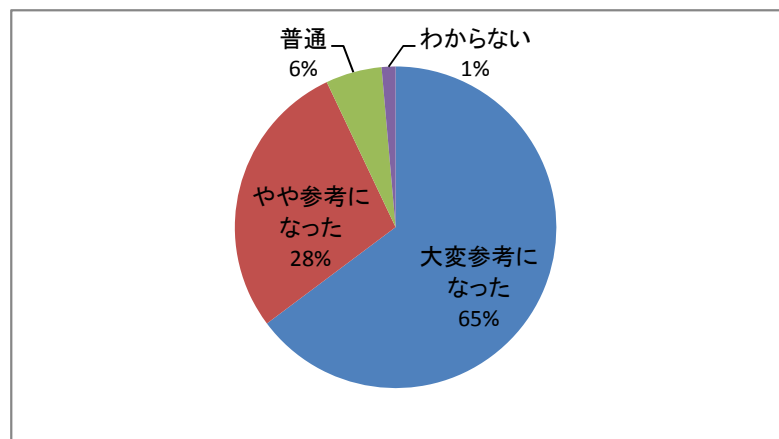
1. 本日のシンポジウムについて、どこで知りましたか？

消費者委員会のHP	35
直接、案内があった	2
所属内からの案内	19
友人・知人からの誘い	10
その他	5



2. 基調報告の内容は、参考になりましたか？

大変参考になった	46
やや参考になった	20
普通	4
わからない	1



コメント欄

(GOOD)

- ・学術的レベルが高く内容もよかった
- ・それぞれの論点、主張がよく整理されていた
- ・約款についてとインターネット広告の部分が特に分かりやすかった
- ・今後の消費者動向、特に事業者側としての留意点を実感できた
- ・それぞれの法律がどのような関係で何が問題であるか理解できた
- ・消費者契約法の今日的意義と課題について理解できた
- ・約款に関する考え方と民法と消費者契約法の違いが理解できた
- ・消費者契約法の不完全な部分が理解できた
- ・日頃感じてた問題点が議論されていたことを知ることができた
- ・使い勝手心配な消費者契約法ですが、英知で作りたい

(BAD)

- 時間が短かった(12名)
- 早口で聞きづらい感があった(8名)
- 法律が専門でない参加者には難しい内容であると感じた(5名)
- ボリュームが多かった(2名)
- もう少し平易な言葉を使ってほしい
- 報告内容が抽象的で理解がむずかしかった

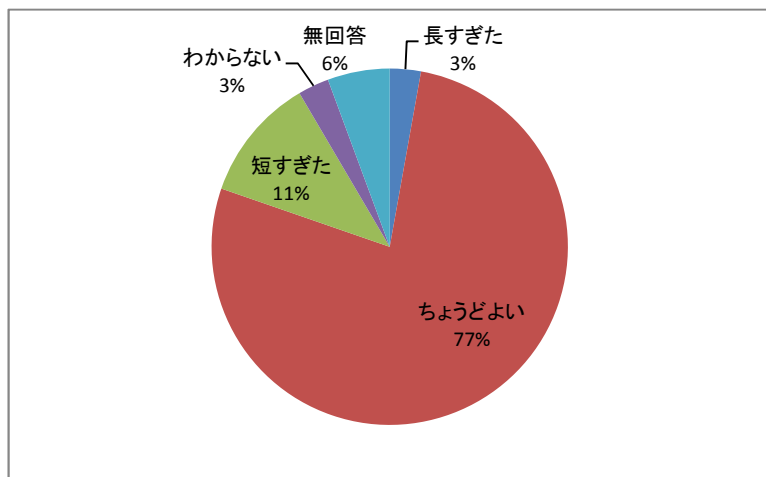
シンポジウム「消費者契約法の課題を考える」アンケート集計(n=71)

3. パネルディスカッションの時間は適切でしたか？

長すぎた	2
ちょうどよい	55
短すぎた	8
わからない	2
無回答	4

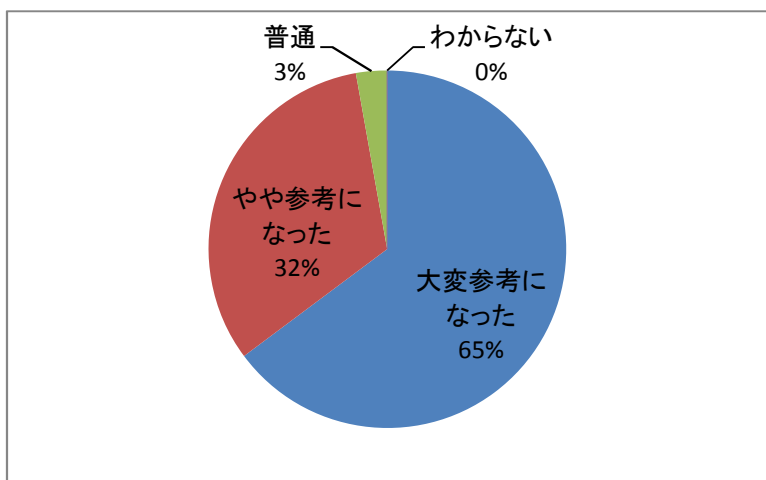
コメント欄

- ・発言者の時間配分に不公平さを感じた
- ・議論が少なかった
- ・一人ずつの報告となっていた



4. パネルディスカッションの内容は参考になりましたか？

大変参考になった	46
やや参考になった	23
普通	2
わからない	0



コメント欄

(GOOD)

- ・いろいろな立場の方の意見が聞けてよかった
- ・基調報告内容を分かりやすく議論されていた
- ・事業者からの意見が聞けて参考になった
- ・消費者と事業者がwin-winな関係の構築を目指すというのが印象的だった(2名)
- ・丹野氏の指摘はわかりやすかった(2名)
- ・特に消費者庁の方の意見が参考になった
- ・民法改正との関係の意見交換が大変興味深かった
- ・相談現場、事業者の立場の為など現場の為の視点が入っていた
- ・企業として企業の一般的な立場にならにような約款を作成しようと思う
- ・業法との関係で効力を発揮し有効性を確保出来るよという方向性が感じれた
- ・取消規定が示されたら格差が縮むと期待する
- ・パネリストの構成も適切だった
- ・パネリストの立ち位置がよかった

(BAD)

- ・学者のお話は専門的な説明になり、もう少し分かりやすい話だとよかった
- ・事業者側の意見がもっと聞きたかった
- ・それぞれの意見は聞けたがディスカッションになっていなかった
- ・もう少し提案の論点の方向性についての議論があってもよかった

シンポジウム「消費者契約法の課題を考える」アンケート集計(n=71)

5. 全体を通しての感想やご意見・ご質問などございましたら、お書きください。

(消費者契約法に関しての要望)

- ・特にインターネット契約によるトラブルについては早急に改善してほしい(3名)
- ・被害の予防・求償性が担保される法改正になることを期待する
- ・使い勝手のいい消費者契約法に育って欲しい
- ・消費者契約法は今の時代に合わせて見直しが必要
- ・民法に消費者概念を規定することは反対
- ・健全な事業者を締め付け過ぎない改正が望ましい
- ・消費者保護の立場での法律になるにはまだまだ改善が必要
- ・法律の充実により悪質事業者の排除、健全な事業者による公正な市場競争が行われることを期待
- ・「プロ消費者」「アマ事業者」が想定されているか今後伺いたい
- ・立法事実がないと立法しないというのは違うと思う

(シンポジウムに関しての要望)

- ・専門知識が乏しい人には難しかった為、平易な言葉を使用してほしい(4名)
- ・基調報告は早口で聞き取りにくかった(2名)
- ・時間が短かった(2名)
- ・シンポジウムの広報をもっと一般消費者に分かりやすくやってほしかった
- ・今後、本格的な検討にあたり、より分かりやすい資料の開示が必要
- ・パワーポイントでのプレゼンをしてほしい
- ・シンポジウムの内容をHPで視聴できるようにしてほしい
- ・Net中継をしてほしい
- ・定期的にシンポジウムを行ってほしい(2名)
- ・最終的な研究成果をまたシンポジウムで発表してほしい
- ・基調報告の分野一つ一つのテーマでシンポジウムが必要
- ・議論ではなく発表の場だった

(その他)

- ・大変参考になった(12名)
- ・今後に期待が持てる内容だった
- ・さらに検討を深める機会を関係機関で実施していく必要がある(3名)
- ・消費者教育推進法も施行されており、「消費者の自立・主体性」といった観点から消費者保護に留まらない消費者行政の在り方についての話がほしい
- ・クーリングオフ対象から自動車を外れるのは事業者の圧力に屈したと思う
- ・民法についても注視していきたい